

北区立浮間中学校等複合施設
新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計委託
プロポーザル

実 施 要 項

平成27年9月

東 京 都 北 区

北区立浮間中学校等複合施設 新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計委託プロポーザル実施要項

1 目的

本実施要項は、北区立浮間中学校等複合施設の設計者を公募型プロポーザルにより選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 北区立浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 北区立浮間中学校等複合施設の新築基本構想・基本計画の策定及び基本設計・実施設計業務
- (3) 履行期限 平成 29 年 8 月 31 日（木）
- (4) 建物概要 基本設計・実施設計の対象となる建物の概要は、別紙「北区立浮間中学校等複合施設新築概要」による。
- (5) 担当部署 所 管：北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課
〒114-8546 東京都北区滝野川 2-52-10
北区役所滝野川分庁舎 2 階
電 話：03-3908-9277 FAX：03-3905-3424
メールアドレス：kaichiku-proposal@city.kita.lg.jp（※注：lg.はLG）
北区ホームページ(浮間中学校の改築)：
[子育て・教育>小・中学校>学校の改築・改修>学校の改築>浮間中学校の改築](#)

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限である平成 27 年 10 月 13 日現在において以下の要件をすべて満たすものとする。なお、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 対象業務における北区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都北区競争入札参加資格有資格者指名停止基準（14 北総契第 360 号平成 15 年 3 月 28 日区長決裁）による指名停止期間中でないこと。
- (4) 本プロポーザル実施要項の公開日（北区ホームページ掲載日）以降、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令等の処分を受けていないこと。
- (5) 経営不振の状態（会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、北区が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。）にない者であること。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を継続し 5 年以上行っていること。

- (8) 平成 17 年 4 月以降に小学校、中学校、高等学校のいずれかの新築に関する設計業務実績があること。
- (9) 北区の学校改築に係る設計業務を受注したことがないこと。

4 審査方法及び審査項目

本プロポーザルは、公募型プロポーザルとし、二段階審査方式で実施する。

プロポーザルの審査項目は次に掲げるものとし、北区立浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計委託プロポーザル審査委員会設置要綱（平成 27 年 9 月 1 日決裁）に規定する審査委員会が、審査し選定する。

- (1) 第一段階審査……………「参加表明書」による審査
参加表明書に基づき審査を行い、第二段階審査対象者（5～7 者程度）を選定する。
 - ① 設計事務所の委託業務の履行能力
 - ・技術者数及び有資格者数等から判断される組織力
 - ・過去の建築関連の受賞実績
 - ・価格提案
 - ・設計業務の実績
 - ・ワークショップ実績
 - ② 設計担当チームの能力
 - ・業務の資格、経験及び担当した業務の実績
- (2) 第二段階審査……………「技術提案書」及びヒアリングによる審査
第一段階審査で選定された参加者に対して行う。
新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びヒアリングを実施し、浮間中学校等複合施設新築に最適な基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計委託候補者及び次席者を選定する。
 - ① 設計担当チームの能力及び意欲
 - ・提案内容の的確性、独創性及び実現性

5 参加表明書及び技術提案書の作成様式

参加表明書及び技術提案書については、別紙「参加表明書作成要領」及び「技術提案書作成要領」に基づき作成すること。

6 「技術提案書」の内容

次の内容について提案すること。

「浮間中学校等複合施設の施設像についての提案」

これからの時代に対応する教育内容や教育方法にふさわしい施設整備のあり方、『北区立浮間中学校等複合施設新築概要』、『北区立小・中学校整備方針』の内容を踏まえ、提案者の考える「浮間中学校等複合施設」について記述すること。

特に施設構成や総床面積など『北区立浮間中学校等複合施設新築概要』にある条件を守る。また、立地条件や周辺環境と調和したデザイン性（特にファザード）に優れた施設とすること。

7 ヒアリングの実施

第一段階審査でのヒアリングは実施しない。

第二段階審査のヒアリングは、提案者による技術提案書の説明とあわせて実施する。ヒアリングの日時、場所及び留意事項等は、選定後、別途通知する。

8 手続き等

(1) 第一段階審査

① 参加表明書の提出

提出場所：担当部署

提出期限：平成27年10月13日（火）午後5時まで

提出方法：持参すること。

また、資格確認のため「東京電子自治体共同運営サービスの競争入札参加資格（業種／建築設計）審査受付票」の写し（裏面の印鑑証明部分を含む）を1部提出すること。

② プロポーザル及び参加表明書に関する質問の受付

受付方法：電子メールでのみ受け付ける。

（書式は別紙・質問票様式を使用、メールに添付すること）

文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX番号、メールアドレスを併記する。

メールの件名：「浮間中学校等複合施設プロポーザル質問（会社名）」とすること。

受付アドレス：北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課

kaichiku-proposal@city.kita.lg.jp

受付期間：平成27年10月1日（木）午前9時～正午まで

※電子メール受取後、担当部署より送信元へ確認メールを送付する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。

※受付期間に届かなかったメールには回答しない。

※別紙「よくある質問例」に記載されている質問には回答しない。

質問の回答：下記の期間、北区ホームページにて閲覧に供する。

平成27年10月6日（火）～平成27年10月13日（火）

※北区ホームページのトップページ、お知らせに掲載する。

③ 第一段階審査結果の通知

第一段階審査の結果は、平成27年10月28日（水）以降に参加表明書を提出した全社に書面により通知する。

(2) 第二段階審査（第一段階審査で選定された参加者のみ）

① 技術提案書の提出

提出場所：担当部署

提出期限：平成27年11月26日（木）午後5時まで

提出方法：持参すること。

② 技術提案書に関する質問の受付

受付方法：電子メールでのみ受け付ける。

（書式は別紙・質問票様式を使用、メールに添付すること）

文書は日本語で記述し、会社、部署、氏名、電話、FAX 番号、メールアドレスを併記する。

メールの件名：「浮間中学校等複合施設プロポーザル質問（会社名）」とすること。

受付アドレス：北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課

kaichiku-proposal@city.kita.lg.jp

受付期間：平成27年11月4日（水）午前9時～正午まで

※電子メール受取後、担当部署より送信元へ確認メールを送付する。当日午後5時までに確認メールが届かなかった場合には、担当部署に電話で確認すること。

※受付期間に届かなかったメールには回答しない。

※別紙「よくある質問例」に記載されている質問には回答しない。

質問の回答：下記の期間、北区ホームページにて閲覧に供する。

平成27年11月9日（月）～平成27年11月26日（木）

※北区ホームページのトップページ、お知らせに掲載する。

③ 第二段階審査結果の通知

第二段階審査の結果は、技術提案書を提出した全ての者へ平成27年12月8日（火）以降書面にて通知する。

9 審査結果の通知

- (1) 審査委員会で決定した契約交渉順位第1位及び第2位の者に対して、所管課長が書面により通知する。
- (2) 上記(1)の契約交渉順位第2位までに入らなかった者に対して、所管課長が提案書の審査結果について書面により通知する。
- (3) 上記(2)の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日（東京都北区の休日を定める条例（平成元年3月東京都北区条例第1号）第1条に規定する区の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面により、所管課長に対して説明を求めることができる。
- (4) 所管課長は、上記(3)に基づき説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。
- (5) 上記(4)の回答を受理した者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、区長に対して申し立てることができる。

10 プロポーザルの日程（予定）

平成27年

9月15日（火） 予定	実施要項公表（HP掲載）
9月15日（火）～10月13日（火）	参加表明書の提出
9月30日（水）	現地見学会
10月1日（木）	参加表明書に関する質問受付
10月6日（火）	質問に対する回答（HP掲載）
10月13日（火）	参加表明書の提出期限
10月28日（水）以降	第一段階審査結果の通知（発送）
10月29日（木）～11月26日（木）	技術提案書の提出
11月4日（水）	技術提案書に関する質問受付
11月9日（月）	質問に対する回答（HP掲載）
11月26日（木）	技術提案書の提出期限
12月7日（月）	ヒアリングの実施
12月8日（火）以降	第二段階審査結果の通知（発送）
12月中旬以降	審査結果の公表・契約締結（予定）

11 その他

（1）実施要項及び関連情報の公開

2（5）記載の担当部署または北区ホームページ

（2）現地見学会の実施

【見学会日程：平成27年9月30日（水）】

①浮間中学校（北区浮間4-29-32）

時間：午後1時～午後2時まで

受付：浮間中学校 正門（9頁の現況図参照）

※なお、校舎内への立ち入りはできない。

②志茂子ども交流館（北区志茂5-18-3）

日時：午後3時～午後4時まで

受付：志茂子ども交流館 正面入口

※子どもセンター・ティーンズセンターの参考となる施設。

※浮間図書館、浮間子どもセンター・ティーンズセンターは、現地見学会は開催しない。

※浮間図書館は他の利用者への配慮の上、別途見学することができる。

※浮間子どもセンター・ティーンズセンターの見学はできない。

※浮間中学校、志茂子ども交流館の両施設とも、当日使用できる駐車場はない。

（3）無効となる参加表明書又は技術提案書

参加表明書又は技術提案書が次の条件の一つに該当する場合には無効となることがある。なお、無効となったときは、その時点でプロポーザルの参加者を失格とする。

① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。

② 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

- ④ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- ⑥ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑦ 審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われたもの。

(4) 受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力を受ける他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請負うことができない。

(5) 提出に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に伴った費用の全ては、参加表明者及び技術提案書提出者の負担とする。

(6) 受注した場合における設計書の作成方法

設計書の作成方法は、北区総務部営繕課で定めている「設計業務委託仕様書」、「基本設計業務委託特記事項」及び「実施設計業務委託特記事項」に基づき作成すること。

(7) 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。

(8) 技術提案書の提出者として選定された者は公表することがある。

(9) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

(10) 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加表明書及び技術提案書は、当基本設計委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

(11) 技術提案書の作成のために北区より受領した資料は、北区の許可なく公表及び使用することはできない。

(12) 電子メール等の通信事故については、北区はいかなる責任も負わない。

(13) この要項に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会が別に定める。

北区立浮間中学校等複合施設の建物概要

1 建設予定地の概要

- (1) 所在地：北区浮間4丁目29番32号（住居表示）
- (2) 敷地面積：14,275.96㎡
- (3) 用途地域・地区等
 - ① 用途地域：第一種住居地域
 - ② 建ぺい率／容積率：60％／200％
 - ③ 防火地域：準防火地域
 - ④ 高度地区：第2種高度地区
 - ⑤ 日影規制（高さ10mを越える建築物を対象とする）：
測定面 平均地盤面からの高さ 4m
日影規制値 5mライン規制値4時間以上、10mライン規制値2.5時間以上
- (4) 建設予定地の現況

- <隣地状況> 北側は道路（特別区道北1109号）に接している。東側と南側には東京都下水道局浮間水再生センターがあり、敷地境には遊歩道がある。その上部には新河岸東公園と、浮間子どもスポーツ広場として少年サッカー場や少年野球場の施設がある。西側には、浮間中学校改築時に仮校舎となる旧西浮間小学校がある。
- <接道状況> 北側の幅員6m道路のみ。
- <土地形状> 南北に約100m、東西に約130mのほぼ整形の土地である。
- <交通状況> JR埼京線浮間舟渡駅の南側、直線で約100mの位置にある。通学距離は最大約1.6km程度である。

2 事業計画予定

- (1) 基本構想・基本計画・基本設計・実施設計：平成28年2月～平成29年8月
- (2) 建設工事：平成30年度～平成31年度

3 想定施設規模

- (1) 施設規模：総床面積 10,000㎡未満（全体）
- (2) 構造：鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造など
- (3) 学級数：15クラス

4 施設内容及び計画の基本的考え方

詳細は以下の資料による。

「北区立浮間中学校等複合施設新築概要」

「北区立小・中学校整備方針」

「子どもセンター事業計画」

「ティーンズセンター事業計画」

資料については、北区ホームページで閲覧することができます。

「北区立浮間中学校等複合施設新築概要」

[子育て・教育](#) > [小・中学校](#) > [学校の改築・改修](#) > [学校の改築](#) > [浮間中学校の改築](#)

「北区立小・中学校整備方針」

[子育て・教育](#) > [小・中学校](#) > [学校の改築・改修](#) > [計画・施策](#)

[>北区立小・中学校整備方針](#)

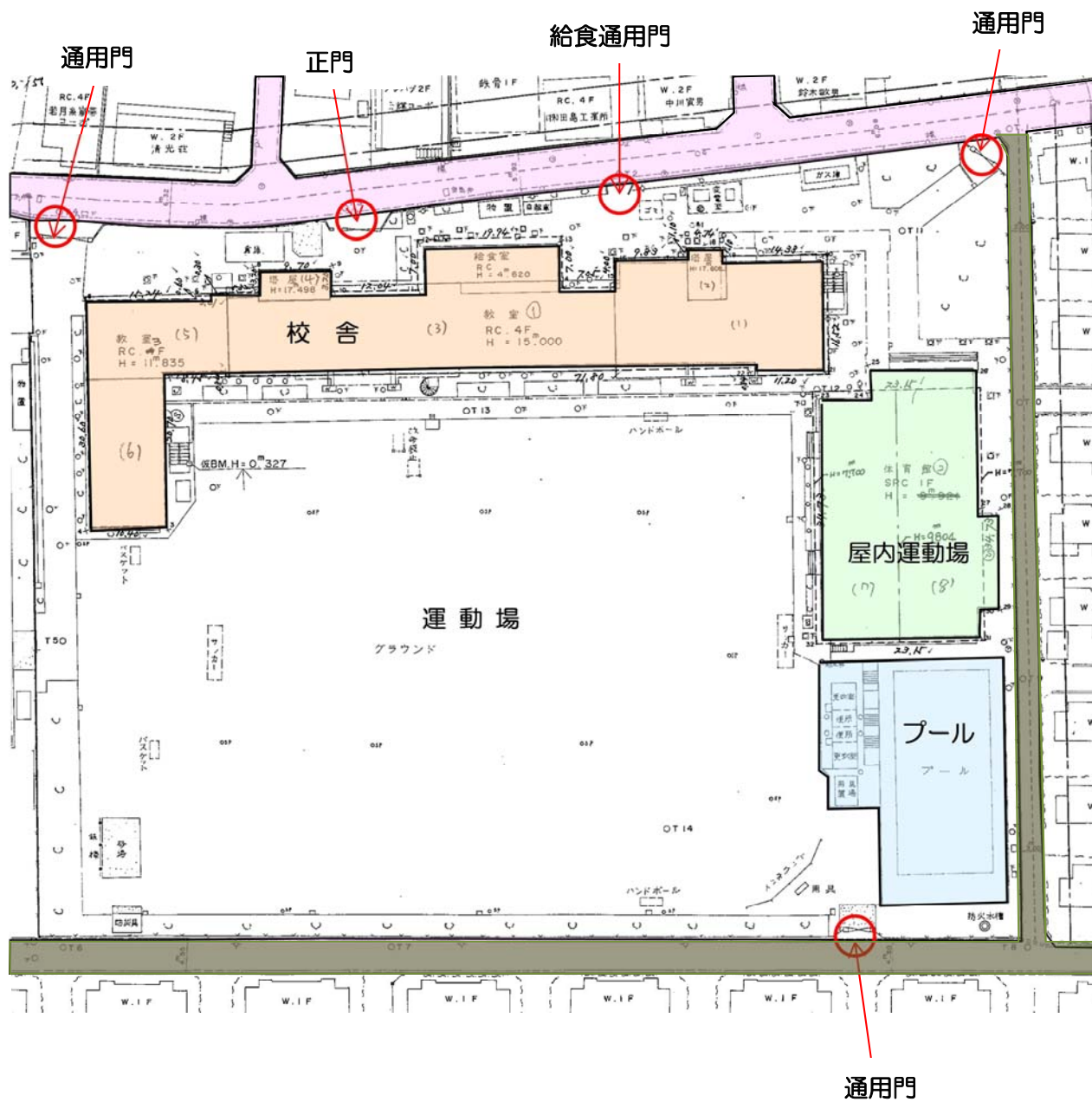
「子どもセンター事業計画」

[子育て・教育](#) > [児童館・学童クラブ](#) > [子どもセンター事業計画](#)

「ティーンズセンター事業計画」

[子育て・教育](#) > [児童館・学童クラブ](#) > [ティーンズセンター事業計画](#)

浮間中学校等複合施設建設予定地現況図



メールの質問様式

浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び 基本設計・実施設計委託プロポーザル質問票	
会社名	部 署
氏 名	電 話
F A X	メールアドレス
質 問	

**浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画
及び基本設計・実施設計プロポーザル
＜よくある質問例＞**

1 参加資格と業務実績について

質 問 事 項	回 答
① 3.プロポーザルの参加資格(8)の「平成17年4月以降」は、契約日がこれ以降であればよいということでしょうか。	① ② 別図を参照してください。
② 3.プロポーザルの参加資格(8)について、平成17年4月の時点で、設計が終了し監理委託中のものは対象とならないのでしょうか。	
③ 3.プロポーザルの参加資格(8)「中学校の新築」には、小学校・中学校が一体となったもの(合築)の設計業務は該当しますか。	③ 該当します。
④ 中学校の新築に関する設計とは、基本設計と実施設計の両方が必要でしょうか	④ 基本設計、実施設計どちらか一方の実績でも結構です。
⑤ 中学校の屋内運動場(体育館)だけを設計したケースは、「中学校の新築」に該当しますか。	⑤ 該当しません。(学校教育法や関係指針等が網羅された、中学校としての機能を備えたものについての業務でなければ該当しません。)
⑥ 校舎の一部の増築等は対象にならないのでしょうか。	⑥ 学校施設すべてを建設することを対象としています。校舎の一部の増築等は対象としておりません。
⑦ 参加資格について、学校とは公立小学校に限定されますか。	⑦ 学校教育法に基づく学校施設であれば、公立に限定するものではありません。
⑧ 中学校の実績について、構造等の制限はありますか。例えば、木造などでもよいのでしょうか。	⑧ 実績について制限はありません。
⑨ 設計が終了し、工事中のものについても、実績として記入してよいのでしょうか。その場合、完成年月は完成予定年月を記載するのでしょうか。	⑨ そのとおりです。
⑩ 参加表明書【様式2】及び【様式4】の業務実績は、新築に限定されるのでしょうか。躯体のみを残すような大規模改修は該当するのでしょうか。	⑩新築の実績です。(別図を参照してください) まず、資格要件に該当する実績を記入し、それ以外については、平成17年3月以前の実績や、大規模改修・増築など、設計事務所の特徴的なものを記入しても結構です。

⑪参加表明書【様式2】に記入する「事務所の設計業務実績」は平成17年4月以降のものに限定されるのでしょうか。平成17年3月以前の実績についての記入は可能でしょうか。	⑪まず、資格要件に該当する実績（別図を参照）を記入し、それ以外については、平成17年3月以前の実績や、大規模改修・増築など、設計事務所の特徴的なものを記入しても結構です。
⑫参加表明書【様式3】の総括責任者及び主任技術者の業務実績について、「基本計画策定業務」は設計業務に含まれますか。	⑫基本計画策定業務はその密度に差があり、設計業務の実績として判断することは困難なため、ここでは含めません。
⑬担当技術者の実績について、他社での実績を記載してもよいでしょうか。	⑬記載して結構です。

2 「受賞実績」について

質問事項	回答
①参加表明書作成要領【様式1】(2)「平成17年度以降に設計業務における受賞実績」とは、受賞した日時が平成17年度以降と捉えればよいのでしょうか。	①そのとおりです。
②公共団体が行うプロポーザルやコンペの実績は、「公共団体が行う建築コンクール」に含まれますか。	②含めません。
③「5件以内」とあるが、1施設で複数の受賞実績がある場合、たとえば2つ受賞している場合には、それだけで2賞となり、4施設までしか記入できないのでしょうか。	③施設ごと(最大5施設までということ)に記入してください。

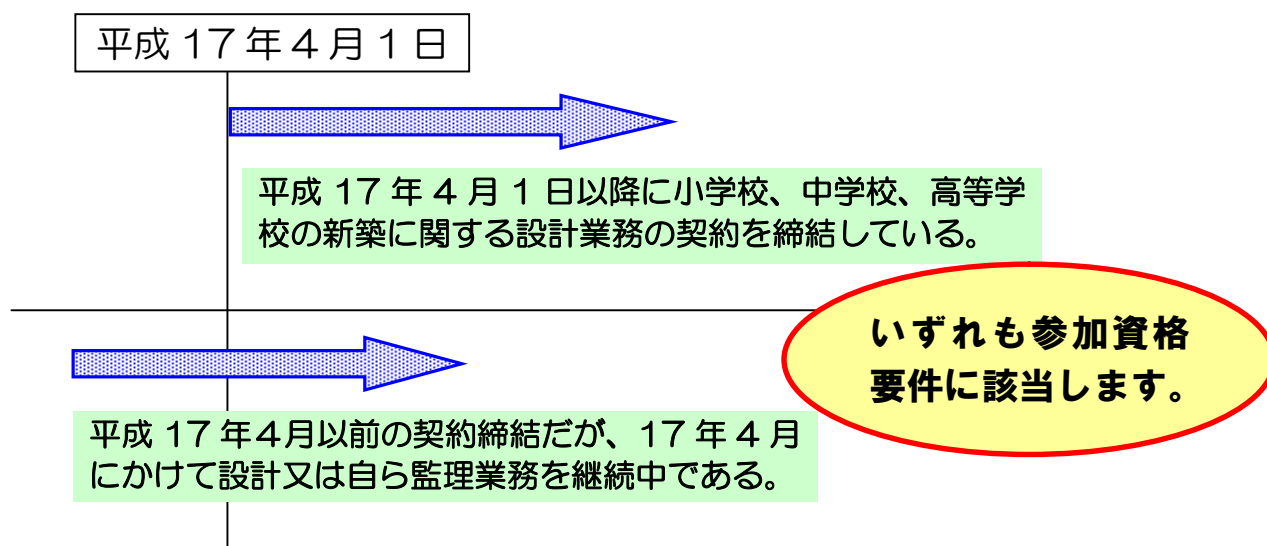
3 審査について

質問事項	回答
①プロポーザル審査委員会の委員名はプロポーザル終了後に公表するのでしょうか。	①公表いたしません。
②審査委員会の人数・構成を教えてください。	②委員は6名、うち2名は学識経験者を予定しています。
③第二段階審査対象者の会社数及び会社名は公表されますか。	③現時点で、第二段階審査対象者の会社の数を決めていません。また、会社名は公表しません。

4 技術提案書について

質問事項	回答
① 「図、表、簡単なイラスト等」は使用しなくてもよいのでしょうか。	① 「図、表、簡単なイラスト等」を使用する、しないは自由です。
② 図面を補足する写真は、使用してもよいのでしょうか。	② イメージ写真の使用は可能です。
③ 計画敷地内の既存樹木は、保存の方向で考えた方がよいですか。	③ 提案として受けます。
④ 複合施設や地域開放等に使う部分の面積は、どれぐらいですか。	④ 「北区立浮間中学校等複合施設新築概要」等を参考に、貴社の考える適正な規模を提案ください。

別図 参加資格



対象となる実績の例

- ① 小学校、中学校、高等学校の設計 → ○
- ② 小学校、中学校、高等学校の体育館のみを設計 → ×
- ③ 小学校、中学校、高等学校の大規模改修、校舎の一部を増築 → ×
- ④ 基本計画策定業務 → ×

参加表明書作成要領

1 参加表明書について

本参加表明書は、「北区立浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計」の業務委託にあたり、第二段階審査対象者（5～7者程度）を選定するためのものである。

2 参加表明書の内容

【共通事項】

- (1) 参加表明書は、別添の様式に基づき作成する。
- (2) 用紙の大きさはA4判タテ（片面印刷）とする。
- (3) 本作成要領において、中学校には、中学校を含む一貫校を含む。
- (4) 様式2、様式3及び様式4に記載する実績は、参加表明書提出期限において、設計業務が終了していること。（設計が終了し、工事監理業務中のものは実績として取り扱って差し支えない。）
- (5) 提出する書類について、本作成要領及び別添の様式に示された条件等に適合しない場合は、無効とすることがある。

【参加表明書】

- (1) 参加表明書「表紙」の提出者欄には、担当者のEメールアドレスを記入すること。

【様式1】設計事務所の概要

- (1) 技術職員・資格・人数欄に設計事務所に所属するそれぞれの人数を記載する。
- (2) 平成17年度以降に設計業務における受賞実績及び日本建築学会「作品選集」掲載の実績がある場合、当該実績を以下により記載する。
 - ①設計業務での受賞実績は、日本建築学会、文教施設協会、建築設計・工業デザイン団体、公共団体が行う建築コンクール等の受賞実績を記載する。ただし、記載する受賞実績は、建物全体に対する受賞実績に限る。
 - ②総括責任者、主任技術者（意匠）の実績は、様式3の設計担当チームに記載する総括責任者、主任技術者（意匠）の個人での実績を記載する。なお、現所属事務所以外での実績を含めて記載しても差し支えない。
 - ③記載する受賞実績については、受賞したことが確認できるものを添付すること。なお、総括責任者、主任技術者（意匠）の実績については、受賞者名の確認ができるものであること。（添付がない場合、記載された賞の受賞実績は無いものとする。）
 - ④小学校、中学校又は高等学校の設計業務での受賞実績を記載すること。
 - ⑤受賞実績は、5件以内で記載すること。
 - ⑥受賞実績欄の記載枠で記載内容が収まらない場合は、形式・体裁を変更しない限り、2ページにわたっても差し支えない。
- (3) その他記載にあたっては、様式1の備考を参照のこと。

【様式2】事務所の設計業務実績

- (1) 小学校、中学校又は高等学校の設計業務について、設計事務所の実績を記載する。
- (2) 業務名欄は、受注した設計業務名を記載する。
- (3) 設計業務実績は、5件以内で記載すること。
- (4) その他記載にあたっては、様式2の備考を参照のこと。

【様式3】事務所のワークショップ実績

- (1) 小学校、中学校又は高等学校の設計業務について、設計事務所のワークショップ実績を記載する。
- (2) 【様式4】に記載する総括責任者又は主任技術者（意匠）が従事した設計業務に係るワークショップ実績を記載すること。
- (3) 【様式2】及び【様式4】に記載する業務実績以外の設計業務に係るワークショップ実績を記載して差し支えない。
- (4) ワorkshop実績は、5件以内で記載すること。
- (5) その他記載にあたっては、様式3の備考を参照のこと。

【様式4】総括責任者及び主任技術者の業務実績

- (1) 本業務を担当する設計チームの総括責任者・主任技術者の業務実績等を記載する。
 - ①総括責任者は、本業務を受注する設計事務所に所属する者とする。
 - ②主任技術者は、意匠、構造、電気設備、機械設備ごとに、実際に本業務を担当する者を必ず記載すること。なお、主任技術者については、協力事務所の所属でも差し支えない。
- (2) 業務実績は、それぞれ4件以内とし、小学校、中学校又は高等学校を記載すること。
- (3) 「従事期間」には、当該業務実績の設計業務の従事期間を記載すること。また、当該業務実績の業務範囲について、基本設計のみの場合は基本に、実施設計のみの場合は実施に、基本設計及び実施設計の双方の場合は一連に○をつけること。
- (4) 「役職等」には、総括、主任、担当など、業務実績における役割がわかる表現で記載すること。
- (5) 「主な業務内容」には、業務実績に記載された業務中において、それぞれの立場で経験した専門知識及び応用能力を発揮した事項についての業務内容を記入すること。
- (6) 「受賞実績」には、総括責任者及び主任技術者（意匠）について、業務実績に記載された業務が、様式1に記載した受賞実績に該当する・しないのどちらかに○をつけること。

【様式5】価格提案書

- (1) 価格提案書には、基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計の一連の業務について、提案価格を記載する。
- (2) 提案価格には、消費税を含めた金額を記載すること。
- (3) 提案価格の金額は、アラビア数字で記載すること。
- (4) 提案価格の訂正はしないこと。
- (5) 提案価格は、参考であり、契約額を確定するものではない。

3 参加表明書の提出

(1) 参加表明書の提出は以下による。

① 提出様式 : A4判(タテ)とし本要項に定められた様式とする。

② 提出部数 : 16部

(内訳)

●7部・・・参加表明書表紙および価格提案書に提出者
住所・会社名等を記載して押印したもの。

●9部・・・参加表明書表紙および価格提案書に提出者
住所・会社名等を一切記載しないもの。

※受賞実績を証明するものは、参加表明書のうち、提出者
住所・会社名等を記載して押印したもののみ添付すること。

※なお、北区指定の書式以外に、背表紙ならびにファイル等を付
加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。

③ 提出期限 : 平成27年10月13日(火) 午後5時まで

④ 提出場所 : 〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10

北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課

(北区役所分庁舎2階)

TEL 03(3908)9277

FAX 03(3905)3424

⑤ 提出方法 : ④提出場所へ持参すること。

(2) その他

① 要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。

② 提出された参加表明書は返却しない。

③ 参加表明書は日本語で記述すること。

④ 内容の記載については、別紙「よくある質問例」を参照のこと。

参加表明書

(業務名) 北区立浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計業務委託

上記業務のプロポーザルに関して、当設計事務所は本プロポーザルの参加資格を全て満たしておりますので、関係資料を添えて参加表明書を提出します。

平成 年 月 日

東京都北区長
花川 與惣太 様

(提出者) 住 所	
電話番号	
会 社 名	
代 表 者 役職名	
氏名	印
連絡先担当者氏名	
TEL	
FAX	
Eメール	

下記は記入しない。

年 月 日	整理番号

平成 年 月 日現在

技術職員・資格・人数					
分野	資格・担当	人数	人数計	合計	
建築	一級建築士	意匠	人	意匠 人 構造 人 積算 人	
		構造	人		
		積算	人		
	その他	意匠	人	(小計 人)	
		構造	人		
		積算	人		
電気設備	技術士・建築設備士	人	設計 人 積算 人	(小計 人)	
	その他	人			
機械設備	技術士・建築設備士	人	設計 人 積算 人	(小計 人)	
	その他	人			
その他(土木・造園等の技術職員)		人	人	人	

- 備考 1 複数の分野を担当する職員については最も専門とする分野に記入すること。
 2 複数の資格を有する職員についてはいずれか一つの資格の保有者として取り扱う。
 3 協力事務所の人数は含めないこと。

【平成17年度以降の設計業務での受賞実績及び日本建築学会「作品選集」掲載の実績】

※小学校、中学校又は高等学校の設計業務での受賞実績を記載すること。

(1) 設計事務所の実績				
施設名	受賞名称	業務内容	規模	受賞年
(2) 総括責任者個人での実績(現所属事務所以外での実績も可)				
施設名	受賞名称	業務内容	規模	受賞年
(3) 主任技術者(意匠)個人での実績(現所属事務所以外での実績も可)				
施設名	受賞名称	業務内容	規模	受賞年

--

事務所の設計業務実績
 小学校、中学校又は高等学校の設計実績

業務名 及び業務種別 (基本設計 or 実施設計)	発注者	受注形態	施設の概要			設計業務 完了年月
		ワークショップ の回数	・用途 ・所在地	・構造 ・規模 ・延床面積	完成年月	
					年 月	年 月
				m ²	年 月	年 月
				m ²	年 月	年 月
				m ²	年 月	年 月
				m ²	年 月	年 月
				m ²	年 月	年 月

- 備考
- 1 受注形態の欄には、単独、JV 又は協力(協力事務所として参画)の別を記入すること。
 - 2 ワークショップの回数の欄には、設計段階でのワークショップの回数(例:WS5回)を記入すること。
 - 3 用途の欄には、小学校、中学校又は高等学校を記入すること。
 - 4 構造・規模は、構造種別—地上階数/地下階数を記述すること。(例:RC造—4/1)

--

事務所のワークショップ実績					
施設名称 (用途) (所在地)	業 務 実 績				
	ワークショップ			ワークショップ メンバーの 主な構成員	ワークショップでの 提案者の主な業務内容
	回数	期間	人数		
	回	H ~ H	(メンバー) 人 (提案者) 人		
	回	H ~ H	(メンバー) 人 (提案者) 人		
	回	H ~ H	(メンバー) 人 (提案者) 人		
	回	H ~ H	(メンバー) 人 (提案者) 人		
	回	H ~ H	(メンバー) 人 (提案者) 人		

備考 1 施設名称欄は、用途（小学校、中学校又は高等学校）を記入すること。
 2 ワークショップ欄の人数は、ワークショップに参加したメンバーの人数の外、提案者の参加人数も別に記載すること。
 3 ワークショップメンバーの主な構成員欄は、ワークショップ参加構成（地域代表、学校教職員など）を記載すること。ただし、個人名等の個人情報は記載しないこと。
 4 ワークショップでの提案者の主な業務内容欄は、ワークショップにおける提案者の主な役割や従事内容等を記載すること。

--

設計担当チームにおける総括責任者・主任技術者の業務実績						
分担 氏名・年齢 資格	業 務 実 績					
	施設名称 (用途) (所在地)	構造 規模	従事 期間	役職等	主 な 業 務 内 容	
					受 賞 実 績	
総括責任者 氏名： _____ 年 齢： ____ 才 経験年数： _____ 年 保有資格： 一級建築士 第 _____ 号 その他資格 (_____) 第 _____ 号		m ²	H ~ H			
					様式1の 受賞実績に該当	する・しない
		m ²	~			
					様式1の 受賞実績に該当	する・しない
		m ²	~			
					様式1の 受賞実績に該当	する・しない
意匠 担当 主任技術者 氏名： _____ 年 齢： ____ 才 経験年数： _____ 年 一級建築士 第 _____ 号 (_____) 第 _____ 号 ※所属 (_____)		m ²	~			
					様式1の 受賞実績に該当	する・しない
		m ²	~			
					様式1の 受賞実績に該当	する・しない
		m ²	~			
					様式1の 受賞実績に該当	する・しない
		m ²	~			
					様式1の 受賞実績に該当	する・しない

備考 1 主任技術者が協力事務所に所属する者の場合は、「※所属」欄に所属会社名を記入すること。
 2 用途の欄には、小学校、中学校又は高等学校を記入すること。

--

設計担当チームにおける総括責任者・主任技術者の業務実績

分担 氏名・年齢 資格	業 務 実 績				主 な 業 務 内 容
	施設名称 (用途) (所在地)	構造 規模	従事 期間	役職等	
構造 担当 主任技術者 氏名： 年 齢： ____ 才 経験年数： ____ 年 一級建築士 第 ____ 号 (____) 第 ____ 号 ※所属 (____)		m ²	H ~ H		
		m ²	~		
		m ²	~		
		m ²	~		
電気 担当 主任技術者 氏名： 年 齢： ____ 才 経験年数： ____ 年 一級建築士 第 ____ 号 (____) 第 ____ 号 ※所属 (____)		m ²	~		
		m ²	~		
		m ²	~		
		m ²	~		
機械 担当 主任技術者 氏名： 年 齢： ____ 才 経験年数： ____ 年 一級建築士 第 ____ 号 (____) 第 ____ 号 ※所属 (____)		m ²	~		
		m ²	~		
		m ²	~		
		m ²	~		

備考 1 主任技術者が協力事務所に所属する者の場合は、「※所属」欄に所属会社名を記入すること。
 2 用途の欄には、小学校、中学校又は高等学校を記入すること。

価格提案書

東京都北区長 花川 與惣太 様

(業務名) 北区立浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び
基本設計・実施設計業務委託

上記業務委託の受託価格を以下のとおり提案します。

円

※金額はアラビア数字1、2、3…とすること。

※金額を訂正しないこと。

(提出者) 住 所
電話番号
会 社 名
代 表 者 役職名
氏名

印

技術提案書作成要領

1 技術提案書について

本技術提案書は、「北区立浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計」の業務委託にあたり、最適な委託契約候補者及び次席者を選定するためのものである。

2 技術提案書の内容

次の内容について提案すること。

「浮間中学校等複合施設の施設像についての提案」

これからの時代に対応する教育内容や教育方法にふさわしい施設整備のあり方、『北区立浮間中学校等複合施設新築概要』、『北区立小・中学校整備方針』を踏まえ、提案者の考える「浮間中学校等複合施設」について記述すること。

特に施設構成や総床面積など『北区立浮間中学校等複合施設新築概要』にある条件を守る。また、立地条件や周辺環境と調和したデザイン性（特にファザード）に優れた施設とすること。

- (1) 上記の提案については、A3判の用紙に2枚以内（片面印刷）で作成する。
作成にあたっては次の点に注意すること。
 - ① 提案は、提案内容に言及して基本的考え方を文章及び図、表、簡単なイラスト等を使用して、簡潔に記述すること。
 - ② 設計の内容が具体的に表現されたものであってはならない。
 - ③ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。
- (2) 設計担当チームが作成・記入すること。
- (3) 提出書類について、この書面及び別添の所定書式に示された条件に適合しない場合は、無効又は減点の対象とすることがある。

3 技術提案書の提出

技術提案書の提出は以下による。

① 提出様式 : 本要項に定められた様式とする。

② 提出部数 : 17部

(内訳)

●1部・・技術提案書の表紙に提出者住所・会社名等の記載をし、押印したもの(正本)。

●6部・・技術提案書の表紙に提出者住所・会社名等の記載をしたもの(押印なし)。

●9部・・技術提案書の表紙に提出者住所・会社名等を一切記載しないもの。

●1部・・表紙に提出者住所・会社名等を記入したもの(押印なし・ホチキス綴めなし)。

(注意事項)

※上記内訳に指示されたもの以外、技術提案書内に提出者が分かるような住所、会社名やマーク等を記載しないこと。

※原稿以外、左2か所のホチキス綴じとすること。

※北区指定の書式以外に、背表紙ならびにファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。

※写真データを使用する場合はカラーコピーをすること。

③ 提出場所 : 〒114-8546 東京都北区滝野川2-52-10

北区教育委員会事務局 学校改築施設管理課

(北区役所滝野川分庁舎2階)

TEL 03(3908)9277 FAX 03(3905)3424

④ 提出期限 : 平成27年11月26日(木)午後5時まで

⑤ 提出方法 : 上記提出場所へ持参

4 技術提案書に関するヒアリング

以下のとおりヒアリングを実施する。

①実施日時 : 平成27年12月7日(月)

②出席者 : 総括責任者、主任技術者を含め3名以内

なお、場所や時刻等の詳細については対象者宛に別途通知する。

5 受賞作品資料の提出

A4判の指定様式にまとめたものを、技術提案書に添付して提出すること。

6 その他

(1) 要求された内容以外の書類、函面等については受理しない。

(2) 提出された技術提案書は返却しない。

(3) 日本語を主体として技術提案書を記述すること。

(4) 内容の記載については、別紙「よくある質問例」を参照のこと。

技術提案書

(業務名) 北区立浮間中学校等複合施設新築基本構想・基本計画及び基本設計・実施設計業務委託

上記業務についての技術提案書を提出いたします。

なお、提案の内容については、施設構成及び総床面積等、「北区立浮間中学校等複合施設新築概要」の要件を満たしています。

平成 年 月 日

東京都北区長
花川 與 惣 太 様

(提出者) 住 所	
電話番号	
会社名	
代表者 役職名	
氏名	印
連絡先担当者氏名	
TEL	
FAX	
Eメール	

下記は記入しない。

年 月 日	整理番号

受賞作品資料（事務所用）

整理番号

事務所として受賞された作品の平面図、パース等の資料を、1校についてA4版1枚にまとめて提出してください。最大2校までとします。
(受賞作品の無い場合は代表的なもの)

受賞作品資料（個人用）

整理番号

設計者個人あるいは、過去に従事していた事務所等で直接従事して受賞された作品の平面図、パース等の資料を、1校についてA4版1枚にまとめて提出してください。最大2校までとします。（受賞作品の無い場合は代表的なもの）